

第22期第16回

胆振海区漁業調整委員会議事録

(令和5年3月8日開催)

胆振海区漁業調整委員会

第22期第16回胆振海区漁業調整委員会 議事録

- 1 開催日時 令和5年(2023年)3月8日(水)
14時00分～14時50分
- 2 開催場所 登別市登別港町1丁目28番地
いぶり中央漁業協同組合会議室
- 3 出席委員 岩田会長、室村副会長、伊藤副会長、藤村委員、高田委員、田村委員、
小谷地委員、澤口委員、富樫委員、田中委員、煤孫委員、傳委員 (12名)
- 4 事務局 事務局長 菅原 範彰
- 5 臨席者
胆振総合振興局産業振興部水産課 水産課長 齊藤 義裕
漁業管理係長 春日 猛夫
- 6 議題
 - (1) 審議事項
議案第1号 特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配
分案等について(答申)
議案第2号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について
(答申)(いか釣り漁業・いるか突棒漁業)
議案第3号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について
(答申)(かにかご漁業)
 - (2) 協議事項
協議事項1 胆振海区における海区漁場計画案の作成に係る公聴会の開催につい
て(鵜川さけ定 令和5年度免許分)
協議事項2 胆振海区漁場計画(振興局最終案)について
(第8次共同漁業権、第15次区画漁業権)
 - (3) 報告事項
報告事項1 令和5年度いか釣り漁業と沿岸漁業との操業協定(案)について
- 7 議事の顛末

菅原事務局長

本日の資料につきましては、先日事前に郵送しており、内容をご確認頂いていると思いますが、会議の前に配布資料を再確認をします。不足はありませんか。

それでは只今から、第22期第16回胆振海区漁業調整委員会を開会いたします。開会にあたり、会長から一言ご挨拶をお願いします。

岩田会長

開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

皆様方におかれましては、何かとご多忙のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、胆振総合振興局水産課の齊藤課長をはじめ関係者のご臨席を賜り、あつく御礼申し上げます。

さて、本日の議案ですが、審議事項と協議事項が5件、報告事項が1件となっており、このうち1件は共同漁業権と区画漁業権の切替に関する海区漁場計画案の最終協議となります。

皆様方には、審議の程よろしくお願い申し上げまして簡単ではございますが、挨拶といたします。

菅原事務局長

本日の来賓については、時間の都合もあり省略させていただきます。それでは、会長に議事の進行をお願いします。

岩田会長

会議に入る前に出席委員の報告をさせていただきます。

委員定数15名中12名の委員さんに出席をいただいておりますので、本日の委員会は成立いたしました。

次に議事録署名委員の選出を行いたいと思いますが、委員会規程第6条により会長が指名することとなっておりますので、私より指名させていただきます。藤村委員、澤口委員の両名をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。議案第1号「特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」を上程いたします。事務局から説明願います

菅原事務局長

議案第1号と記載された資料となります。

特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について、北海道知事から諮問がありましたので、資料に基づき説明します。

この諮問内容は、法第16条第1項の規定に基づき、特定水産資源のうち、くろまぐろ、すけとうだら、するめいかに関する令和5管理年度における漁獲可能量を別紙1のとおり定めるため、同条第2項の規定に基づき当委員会の意見を聴くもので、対象管理期間は令和5年4月から令和6年3月までです。

また、国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更の扱いについても、併せて当委員会の意見を聴くものとなります。

まず、令和5管理年度のTAC及びその配分についてご説明いたします。

3ページ目の別紙1が、知事が定め公表するそれぞれの魚種の知事管理漁獲可能量案となります。

詳細となりますが9ページ目に飛びまして、まずは資料1-1 令和5年のTACについてをご覧ください。これは、2月13日に開催された水産政策審議会資源管理分科会を経て国から示された、スケトウダラ及びスルメイカの令和5管理年度における漁獲可能量TACの当初配分に基づき北海道に定められた数量の概要です。

まず、すけとうだらになります。全体の下段太平洋系群ですが、MSYを達成する親魚量は22.8万トンのところ、2021年の平均親魚量は45.7万トンでMSYを上回る資源状態となっております。令和5管理年度のTACは、3年間固定の3年目で令和4管理年度と同じ17万トンとなり、大臣許可漁業への配分が9万9千7百トン、北海道漁獲可能量は、6万9千百トンとなります。括弧の数字が前年ですが同量となっております。

次に、日本海北部系群は説明を省略しますが、資源評価の結果親魚量が増加したことにより北海道漁獲可能量は、前年より増加し6千9百トンとなっております。

なお、前年のTAC未利用分があり、当初配分の5%を上限に繰り越しが可能です。

その下、オホーツク海南部及び根室海峡の両海域の資源については、ロシア水域とのまたがり資源でありMSYは算定されておらず、近年の最大漁獲量を考慮して漁獲可能量が算定されております。

次に、するめいかです。するめいかは、冬季発生系群と秋季発生系群をあわせて全国で一本の管理が行われています。冬季発生系群のMSYを達成する親魚量は23万4千トンのところ、2021年の親魚量は4万8千トンで、限界管理基準値を下回る資源状況です。秋季発生系群では、MSYを達成する親魚量は32万9千トンのところ、2021年の親魚量は23万9千トンで目標管理基準値を下回る資源状態となっております。

するめいかは、令和4管理年度から3年間の漁獲量固定シナリオが採択されており、令和5管理年度は令和4管理年度と同様に両系群の合計値の7万9千2百トンが、令和5年のTACとして設定されます。

このうち、大臣許可漁業は、4万9千9百トン、北海道漁獲可能量は前年同の5千6百トンとなります。

なお大臣許可漁業分は、令和5管理年度からIQ管理が行われ、IQ管理では国の留保からの期中の追加配分は原則行わないため、期首に予めIQ管理区分に一定数量を追加配分することとなり※3のとおり5万7百トンとなります。

なお、するめいかは、最新の資源評価の結果、今の漁獲シナリオを継続すると資源が

崩壊する懸念が研究機関から示されており、今後、ステークホルダー会合を開催するなど、漁獲シナリオの見直しが行われる見込みがあるそうです。

すけとうだらとするめいかの、資源ごとの道内配分の考え方を説明します、12ページ目の資料1-2 すけとうだらとなります。道南太平洋を例に説明します。

中段⑤ですが、まず太平洋系群における道南太平洋海域と道東太平洋海域への配分については、平成29年から令和元年までの直近3カ年の平均採捕数量の比率と令和2年のTACの配分比率を1：1で案分した比率により配分し、道南太平洋全体が6万3千9百トン、道東太平洋のすけとうだら漁業が2千3百トンとなり本年度と同じです。

道南太平洋海域の6万3千9百トンは、平成29年に定めた太平洋海域におけるすけとうだらTACの有効利用に基づき、道南太平洋のすけとうだら漁業に4万6千4百トンを配分します。

これら配分の具体的な内容と現行水準管理区分の目安の数量は、資料1-2の別紙に基礎となる数字をお示ししていますので、後ほどお目通しください。

次に、するめいかを説明します。15ページの資料1-3をご覧ください。

するめいかは、令和4管理年度から、数量明示による管理へと移行しましたが、引き続き、海域や漁業種類によって管理区分を分けない総量管理としておりまして、5千6百トン全量を北海道するめいかを採捕する漁業に配分することとします。

最後に、くろまぐろを説明します。次の16ページ目の資料1-4をご覧ください。

くろまぐろについては、令和4管理年度から、これまでのTACを遵守することを重視した管理から、TACを有効利用する管理へと見直しを行い、小型魚、大型魚それぞれで一つの管理区分による総量管理とし、法に基づく認定協定において海域別の管理を行う体制としております。

このため、令和5管理年度のTACは、国から示された北海道漁獲可能量の小型魚17.6トン、大型魚319.6トンをそれぞれ全量をくろまぐろを採捕する漁業に配分することとしております。

小型魚は、17.6トンですが、過去の超過分の残り123.2トンを当初配分128トンから差し引き4.8トンが当初配分数量で、操業に支障を来すことから混獲管理用として国の留保から12.8トンが暫定的に追加されて、17.6となります。

今後、令和4管理年度の繰越数量が確定し、4月下旬以降に国の留保からの追加配分がある見込みですが、その際、暫定配分の12.8トンは一旦国の留保に返還しますが、北海道への配慮ということで前年同様に増枠見合い分の15トンについては、改めて国から追加配分される予定となっておりますのでご承知下さい。

資料1-5以降は、令和4年と令和5年の配分量や詳細な経緯等が記載しているので後ほどお目通し下さい。

また、73ページ以降の参考資料3に水産政策審議会で決定された資料や、参考資料4では一昨年前の会議資料で国から各都道府県や大臣許可漁業への配分の考え方が示されておりますので、必要に応じてお目通し願います。

もう一つ続きまして5ページに戻りまして、別紙2国の留保からの追加配分等に伴う

漁獲可能量の変更についてを説明します。

漁獲可能量の変更につきましては、漁業法の規定により第16条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされていますが、これまで、まいわし太平洋系群、くろまぐろ、すけとうだら太平洋系群と日本海北部系群、するめいかの漁獲可能量の配分の変更は、操業に影響が出ないように配分の迅速性を確保するため、予め行政庁の恣意性のない機械的な配分手法を定めて、事前に関係する海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で同意を得て、事後報告で対応できるとされそうしてきたところです。

また、すけとうだら根室海峡につきましても、期中改訂による追加配分の可能性があり、令和5管理年度においてもこれら同様の措置をとれるよう同じく扱いたいと考えるものです。

下段の2. 今後の取扱いをご覧ください。各魚種ごとのルールとなりますが、(1)まいわしから始まり、すけとうだら各群、その次々と書かれていまして、いずれも北海道資源管理方針別紙の規定に基づき、知事の裁量の余地のない機械的な変更としますので、まずは操業に支障がないよう迅速に配分を行い、関係海区漁業調整委員会には事後報告で対応したいというのが、道の考えとなります。

長くなりましたが、以上で諮問内容の説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしく願い申し上げます。

岩田会長

説明が終わりました。ご意見などありましたらお伺いします。

委員

ありません、なしの声

岩田会長

それでは、議案第1号については、原案どおりで知事に答申してよろしいですか。

委員

はいの声

岩田会長

それではそのように決定します。

次に、議案第2号知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間についてを上程いたします。

なお、議案第3号についても関連がありますので、一括上程いたします。事務局から説明願います。

菅原事務局長

右上に議案第2号と書かれた、諮問文をご覧ください。

令和5年2月10日付けで、北海道知事より諮問があったもので漁業法第58条において読み替えて準用する第42条第3項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請期間について、当海区委員会に対して諮問があったものです。

今回の諮問の対象漁業ですが、次のページ太枠で囲っています、(5)イカ釣り漁業北海道沖合海域における道内者と(6)の同道外者、(7)のいるか突棒漁業の北海道沖合海域における道内者に関する制限措置の公示案となります。

5ページ目が制限措置の公示案となりますが、これまでも審議頂いている漁業ですので3ページで前回公示との相違点を説明します。漁業種類、操業区域、操業時期は表にあるとおり、それぞれの漁業で前回の公示内容と同じであり変更がありません。

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数については、イカ釣り漁業の北海道沖合海域における道内者が1千115隻で54隻減、同じくの道外者は345隻で4隻減、いるか突棒漁業の北海道沖合海域における道内者は変更ありません。

次、船舶の総トン数は、変更なし。漁業を営む資格については、イカ釣り漁業は変更はありませんが、いるか突棒漁業は、他の知事許可等を踏まえて表現を統一するため、北海道に住所を有するものに表現を改めています。

5ページ目以降がそれぞれの漁業の制限措置の公示案となっています。

なお、17ページ以降は参考資料となりまして、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数の変更に係る検討資料です。21ページ目以降は現在の各漁業の許可等に関する制限措置等の取扱いを添付していますので参考として御覧ください。

続きまして、右上に議案第3号と書かれた、諮問文をご覧ください。

令和5年2月16日付けで、知事より諮問があったもので、議案第2号と同じ主旨なので読み上げは省略しますが、こちらの諮問の対象漁業は、かにかご漁業で胆振総合振興局管内の大平洋海域となります。次のページの資料1をご覧ください。告示案となります。昨年をご審議頂いておりますので詳細な説明を省略しますが、左から漁業種類、操業区域、漁業時期、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、船舶の総トン数、漁業を営む者の資格については、昨年と変更はありません。許可又は起業の認可を申請すべき期間については、今年度は、令和5年5月1日から同年5月31日までの申請期間となります。

5ページ以降は許可等に関する制限措置等の取扱い等を参考として添付しておりますので必要に応じて御覧いただければと思います。

以上で説明を終わりますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

岩田会長

説明が終わりました。ご意見などありましたらお伺いします。

委員

ありませんの声

岩田会長

それでは、議案第2号及び議案第3号について、原案どおりで知事に答申してよろしいですか。

委員

はいの声

岩田会長

それでは、そのように決定します。次に協議事項にうつります。

協議事項1「胆振海区における海区漁場計画案の作成に係る公聴会の開催について」を上程いたします。事務局から説明願います。

菅原事務局長

右上に協議事項1と記載の資料をお願いします。

皆様ご承知のとおり、昨年12月31日をもって存続期間が満了となりました、鵜さけ定第6号定置漁業権の来年度の引き続きの漁業権の設定については、これまでご審議頂いておりますが、道からの漁場計画作成の協議もあり当海区委員会からも漁業調整等特段支障ない旨回答していたところです。

現在、ホームページ等において、その漁場計画案に対して利害関係人の意見聴取を行っておりますが、明日をもって意見聴取が終了しますので、明後日以降知事から必要な検討を加えて当該漁業権の設定に関しての胆振海区漁場計画案について、当海区に諮問があると思われま

す。諮問があった場合は、その答申に関して漁業法第64条の規定により、期日、場所を公示して公聴会を開催し、漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴いてから、委員会を開催して審議するところですが、年度末でもあり委員会の開催機会も限られてきますので、今回の委員会で諮問があった場合のこの公聴会の開催等の対応について、あらかじめ協議しておくものです。

協議いただく内容は、これまでの当委員会へ協議があった漁場計画の内容で現在道が行っている利害関係人の意見聴取と変更が無い内容で、鵜さけ定に関する胆振海区漁場計画案の諮問があり、当委員会で受理し次の委員会までに規定の日数等を確保できる場合は、資料協議事項1の内容で公聴会を開催することとして、公聴会の開催につきましては、資料のとおり、3月28日14時から鵜川漁業協同組合の2階の会議室での開催するとして公示する事が1つ目。

公聴会の出席委員につきましては、昨年同様に室村副会長、伊藤副会長、小谷地委員、澤口委員に出席をお願いする事でどうでしょうかという点が2つ目。

天候不順や諮問の到達が遅れる等し、規定により公聴会開催が困難となった場合の変更や延期等の対応は、岩田会長に一任することでどうでしょうかという点で3つ目です。

以上のとおり扱いをあらかじめ定めて取り進めたく、皆様で協議願いたく願います。

なお、この協議日程で公聴会が開催できる場合は、次回の海区を3月30日に開催したく思いますのでよろしく願いいたします。説明は、以上でございます。

岩田会長

説明が終わりました。ご意見などありましたらお伺いします。

委員

ありませんの声

岩田会長

それでは、本件については、協議のあった内容でとり進めることでよろしいですか。

委員

はいの声

岩田会長

それでは、そのように決定します。

次に協議事項2「胆振海区漁場計画案の振興局最終案について」を上程いたします。事務局から説明願います。

菅原事務局長

協議事項2と書かれた資料願います。令和5年3月2日付で、胆振総合振興局長から当委員会へ胆振海区漁場計画の振興局最終案について協議があったものです。

今回の内容は、第8次共同漁業権と第15次区画漁業権に係る振興局最終案となります。

先に別紙資料をご覧ください。毎度の説明となります漁場計画策定要領の抜粋で、省略しての説明となりますが、第4をご覧ください。(1)漁場計画は海域毎に策定し、(2)で草案から原案まで5段階に分けて検討、今回はこの中の振興局最終案となります。

4漁場計画振興局最終案の作成では、振興局最終案は、素案に係る水産林務部長との協議結果を踏まえ作成するもので、最終案は原案の直前の段階の案となります。

現在のスケジュールですが、左の欄の共同漁業権と区画漁業権となりまして、3月の欄の最終案、海区委員会で今回の協議はこの段階となりまして、今回の協議で妥当という事になれば、次に道で利害関係者の意見聴取となります。その後、道案が諮問され当海区では公聴会を開催し答申、6月には免許申請が開始されその後免許となり共同漁業権と区画漁業権が更新となる予定です。

それでは漁場計画の振興局最終案については振興局の方から説明いたします。

春日漁業管理係長

それでは、協議事項2について、ご説明させていただきます。

先月2月17日に開催されました第13回の当委員会で、胆振海区漁場計画素案について、妥当であり特段支障はないとのご回答いただき、水産林務部長に提出したところではありますが、この度、資料1-3、1-4のとおり水産林務部長から素案に対する回答がきておりますので、その内容についてご説明いたします。

13ページの資料1-3胆振海区漁場計画第8次共同漁業権素案に対する回答をご覧ください。表の右端の項目が、水産林務部の素案に対する回答でありまして、全件特段支障なしと回答を得ております。

次に25ページ、資料1-4胆振海区漁場計画第15次区画漁業権素案に対する回答をご覧ください。

こちらも表の右端の項目が、水産林務部の素案に対する回答でありまして、先ほど同様、全件特段支障なしと回答を得ております。

これを踏まえまして漁場計画振興局最終案についてご説明させていただきます。

3ページの資料1-1胆振海区漁場計画振興局最終案（海面共同漁業権）をご覧ください。1枚目の第1種の表の下の凡例をご覧ください。

素案では、○が存続、◎が新規、×が廃止といった表現になっていましたが、今回の最終案では、廃止以外の漁業権の設定箇所を全て○と記載しております。先ほどの本庁からの素案に対する回答のとおり、内容的に素案と変更はございません。

現行の漁業権から変更となる点を確認いたしますが、胆海共第3号のほたてがい、あわびの新規追加、第4号のはもどうの新規追加を設定します。

胆海共第2号のながずか刺し網、はたはた・にしん・かれい小型定置網の廃止で変わりません。

ただ今説明しました第8次共同漁業権の最終案について、現行の漁業権のうち今回引き続き設定することとした漁業については、漁業法第62条第2項に掲げる活用漁業権として検討します。

次に9ページ資料の1-2胆振海区漁場計画振興局最終案（海面区画漁業権）をご覧ください。こちらも内容は素案どおりとなっております。

現行の漁業権から変更となる点を確認いたしますが、豊浦海区第2号にかき養殖業が追加となっております。

また、次の11ページ別紙2の条件の新旧対照表をご覧ください。左側が最終案、右が素案の内容を記載しておりますが、条件の欄にある表ですが、最終的に※2の室海区第1号と室海区第3号の台数につきまして、総数は変わっておりませんが、室海区第3号が100台から93台へ減らして、室海区第1号が13台から20台へ変更します。

また、前回の素案資料につきまして、「条件」中のほたてがい養殖業の施設台数について、誤った記載がありましたので、現行の漁業権と同じである本来の台数に修正させ

ていただいております。

以上が振興局最終案の内容でございますが、ただ今説明しました第15次区画漁業権の最終案について、現行の漁業権のうち今回引き続き設定することとした漁業については活用漁業権として検討します。

説明は以上となります。ご意見等よろしくお願いたします。

岩田会長

説明が終わりました。それでは、この振興局の最終案について、当海区において漁業調整等の支障はありますか。ご意見などありましたらお伺いします。

委員

ありませんの声

岩田会長

それでは、協議事項2の胆振海区漁場計画案の振興局最終案については、適当であり、特段支障はない旨、胆振総合振興局長へ回答することによろしいですか。

委員

はいの声

岩田会長

それではそのように決定します。次に報告事項にうつらせて頂きます。報告事項「令和5年度いか釣り漁業と沿岸漁業との操業協定案について」事務局から報告願います。

菅原事務局長

報告事項1と書かれた資料を御覧ください。

令和5年度いか釣り漁業と沿岸漁業との操業協定案につきまして、道南連合海区より当海区へ通知がありました。

このことにつきましては、改定要望を関係者に照会しておりましたが、どの海区も改正要望が無いとの事で令和5年度の操業協定案は別紙のとおり、令和4年度と同じ協定案の内容で協定会議に望みたいとの通知でしたのでご報告いたします。

また、協定内容が前年と同じである事から道南連合海区は開催しないとの事です。3ページ目以降は、協定案の新旧となりますが現行と同じなので説明は省略します。以上です。

岩田会長

ご質問などありましたら、お伺いします。

委員

ありませんの声

岩田会長

ありませんとの事でそのようにします。それではこれで本日の議題は全て終了しました。他に、皆さんの方から何かございませんか。

委員

ありません、なしの声

岩田会長

それでは、本日の委員会をこれで終了いたします。
長時間に及ぶ審議、まことにありがとうございます。

以上、相違ないことを証明する

令和5年(2023年) 3月 8日

胆振海区漁業調整委員会

会長 岩田廣美

議事録署名委員 藤村建一

議事録署名委員 澤口伸二